主

原判決を破棄する。 被告人を懲役一年六月に処する。 原審における訴訟費用はすべて被告人の負担とする。

理由

本件控訴の趣意は、弁護人高瀬迪提出の控訴趣意書に記載されたとおりであるから、ここにこれを引用し、これに対し当裁判所は次のように判断する。 四、 同第二点の(2)について。

所論は、商品取引所法および受託契約準則により、受託者には証拠金預託義務が課せられているところ、本件B株式会社と被告人の仮空名義であるA株式会社との商品取引においては、証拠金の預託が行われていないのであるから、右の取引はそれ自体違法な業務であつて、かかる違法な業務については背任罪は成立しないと解すべきであり、原判決は、この点について判断を示さなかつた点において、理由不備の違法があり、また、これを看過して背任罪の成立を認めた点において判決に影響を及ぼすこと明らかな法令の適用の誤りがあるというのである。 案がなに、所論「業務」が何を指すものかは必ずしも詳らかである。

案ずるに、所論「業務」が何を指すものかは必ずしも詳らかでないが、いちおう、背任行為たる本件商品取引を指しているものと考えられるところ、まず、原判決の理由不備をいう点を検討すると、もともと所論のような主張は刑事訴訟法第三三五条第二項によつて判決に判断を示さなければならない事項に該当しないのみか、原判決はその理由の末尾にかかる主張は採用しない旨説示しているのであるから、原判決にはなんら所論のような違法はなく、この点に関する論旨は理由がない。

(その余の判決理由は省略する。) (裁判長判事 松本勝夫 判事 龍岡資久 判事 横田安弘)